

第六十八回国会 建設委員会議録 第二十二号

昭和四十七年六月二日(金曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 天野 光晴君

理事 田村 良平君

理事 服部 安司君

理事 小川新一郎君

理事 小沢 一郎君

理事 梶山 静六君

理事 浜田 幸一君

理事 古内 広雄君

理事 森下 國雄君

理事 早稲田 龍三君

理事 下部 政巳君

理事 新井 彬之君

理事 吉田 之久君

出席國務大臣

建設大臣 西村 英一君

建設大臣官房長 大津留 温君

建設省計画局長 高橋 弘篤君

委員外の出席者

建設省計画局宅

地部長 河野 正三君

建設委員会調査

室長 曾田 忠君

本日の會議に付した案件

新都市基盤整備法案(内閣提出第一〇〇号)

○龜山委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、新都市基盤整備法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

阿部昭吾君。

○阿部昭吾委員 いまの新都市基盤整備法案の審議も大詰めに来たのでありますが、従来新住法その他都市の再開発のいろいろな問題を出してきておるわけでありまして、実際問題として、こういうやり方を建設省がいろいろ出してみましても、根本的には地価対策なり土地対策なりの根本が解決されない、現場のほうはこれを受けとめる自治体なりそういうところまでまいりますと、全部しわが寄っておってなかなか簡単にいかない。したがって、根本的には土地対策、地価対策、住宅政策、こういうものの基本的なところをしっかりしためを立てていかなければ、こういう手法というものを矢つぎばやに出しても、必ずしも十分な成果をあげるといふことにはならない。こういう点で、いまの新たに提出された新都市基盤整備という大事業も、その前提として土地対策、地価対策、住宅問題、過密問題、こういう根本のところについて一つめを立てていくのだ。また、そのめどは立っていない、したがって、従来矢つぎばやに出されている手法は必ずしも成功はしておらぬけれども、根本的なそういう問題にも追っかけ、できるだけすみやかな機会に結論と答えは出される、こういう前提でいまの新都市基盤整備法案というものを私も実は受けとめているわけでありまして、したがって、計画局長も、特に宅地部長の大雄君も、私どもの勉強会等に参加しては、これは一つの手法でしかない、建設省当局は根本のところにはいまだ本格的に鋭意努力をしておる、しかしいまだに全国的に若干の地域でこの手法もやらねばならぬという問題がありますために、これをやったからといって根本の都市問題、そういうものが全部解決つくことにはならぬのであるが、いまはこれをやらなければならぬ。しかし根本的には何と云っても土地問題、住宅問題というものの根本をひとつ解明していかなければならぬ、その努力をいま払っておるといふ前提で一つの手法として出しておる、こういう大雄君を当局はわれわれに対して吐露しておるのであります。そこで、私もその大前提を受けて、いままだ建設省で出しておるこの種の手法は全部どうもしりがくるまっておらぬきらいがありますけれども、当面の段階として、建設省の次への熱意ある方向というものを受けて、これはひとつ承認しよう、賛成しよう、こういう態度を実は固めたのであります。

そういう意味で大臣にお伺いしたいのは、一つの点は、幸い、いまが委員会の中の土地住宅問題等小委員会というものが常設されることになりました。いわゆる田村委員会です。そこで、わが小委員会では最善の努力を尽くして、土地住宅問題等の根本の方向を出す努力をいまやっておるわけでありまして、この結論と並行して、大臣のほうも建設省も大なる努力をしてもらわなければいけませんし、この前提として、土地住宅問題等小委員会が、つまり国会が出す結論というものの対して、大臣はこれを大いに尊重しておるものでありますけれども、お考えをお聞かせしたいと思ひます。

○西村國務大臣 私が申し上げるまでもなしに、やはり秩序ある都市をつくる、また住宅を提供するということについて、建設省としては土地区画整理事業であるとかあるいは新住宅の開発事業というふうな、それぞれの事業をやってきたのであります。それぞれの事業がそれぞれ効果をあげてきたし、また現在もあげつつあると私は思ひます。しかし、それらの点につきまして多少施行上のいろいろな欠点もありますので、今回はまた時代の要請にこたえていくという一つの方法を提案いたしておるのであります。しかし、あなたがいまおっしゃいましたように、これも小部分的な問題でございまして、だんだん世相も変わってきます、したがって政治の方向もあなたのおっしゃいますように変わらなければならぬ。その点につきましては建設省といたしましても大いに心をいたしておるのでございます。したがって、建設省としては将来の土地問題、あるいは地価問題については、新しい考え方によって今後施策を練っていきたいと思っております。幸いに本委員会もそのほうに關して小委員会ができたのでございまして、もし小委員会の結論が出ますれば、また私たちのほうも役所としてのいろいろな考え方は現在も勉強しつつあるのでございまして、そのおりに、少なくともひとつお互いに相談をしながらいかなければならぬと思っております。この法律そのもので地価がぐくぐく安くなるとか何とかいうものではないと思ひます。しかし、やはり御案内のように、最小限度のことは現実に照らしてやらなければならぬから、あえてこの法律案を提案をいたしまして、少しでも宅地を増強しよう、こういうこと、あるいはそれに伴って住宅も建てやすくしようという一つの方法だ、こういうことでございまして、将来の点につきましてはあなたと全く同意見でございまして。

○阿部昭吾委員 そこで、人口急増という状況が、いまのこの法律によって事業を実施いたしますれば、一定地域に五万人以上の人口急増地帯が出てくるのであります。そういったと、学校であるとか保育所であるとか、あるいはごみ焼却であるとか下水道であるとか、いろいろな公共施設、利便施設、こういうものが出てこなければならぬ。これは当然である。最近千葉県等で、もう団地ごめんだなどということが出てまいります。そういう人口急増の状況が起こってまいりますと、自治体がどうも追いついていくことができない。従来五省協定というのがあったわけですが、この五省協定なんというものでは追いつ

ならぬ、その努力をいま払っておるといふ前提で一つの手法として出しておる、こういう大雄君を当局はわれわれに対して吐露しておるのであります。そこで、私もその大前提を受けて、いままだ建設省で出しておるこの種の手法は全部どうもしりがくるまっておらぬきらいがありますけれども、当面の段階として、建設省の次への熱意ある方向というものを受けて、これはひとつ承認しよう、賛成しよう、こういう態度を実は固めたのであります。

そういう意味で大臣にお伺いしたいのは、一つの点は、幸い、いまが委員会の中の土地住宅問題等小委員会というものが常設されることになりました。いわゆる田村委員会です。そこで、わが小委員会では最善の努力を尽くして、土地住宅問題等の根本の方向を出す努力をいまやっておるわけでありまして、この結論と並行して、大臣のほうも建設省も大なる努力をしてもらわなければいけませんし、この前提として、土地住宅問題等小委員会が、つまり国会が出す結論というものの対して、大臣はこれを大いに尊重しておるものでありますけれども、お考えをお聞かせしたいと思ひます。

○西村國務大臣 私が申し上げるまでもなしに、やはり秩序ある都市をつくる、また住宅を提供するということについて、建設省としては土地区画整理事業であるとかあるいは新住宅の開発事業というふうな、それぞれの事業をやってきたのであります。それぞれの事業がそれぞれ効果をあげてきたし、また現在もあげつつあると私は思ひます。しかし、それらの点につきまして多少施行上のいろいろな欠点もありますので、今回はまた時代の要請にこたえていくという一つの方法を提案いたしておるのであります。しかし、あなたがいまおっしゃいましたように、これも小部分的な問題でございまして、だんだん世相も変わってきます、したがって政治の方向もあなたのおっしゃいますように変わらなければならぬ。その点につきましては建設省といたしましても大いに心をいたしておるのでございます。したがって、建設省としては将来の土地問題、あるいは地価問題については、新しい考え方によって今後施策を練っていきたいと思っております。幸いに本委員会もそのほうに關して小委員会ができたのでございまして、もし小委員会の結論が出ますれば、また私たちのほうも役所としてのいろいろな考え方は現在も勉強しつつあるのでございまして、そのおりに、少なくともひとつお互いに相談をしながらいかなければならぬと思っております。この法律そのもので地価がぐくぐく安くなるとか何とかいうものではないと思ひます。しかし、やはり御案内のように、最小限度のことは現実に照らしてやらなければならぬから、あえてこの法律案を提案をいたしまして、少しでも宅地を増強しよう、こういうこと、あるいはそれに伴って住宅も建てやすくしようという一つの方法だ、こういうことでございまして、将来の点につきましてはあなたと全く同意見でございまして。

○阿部昭吾委員 そこで、人口急増という状況が、いまのこの法律によって事業を実施いたしますれば、一定地域に五万人以上の人口急増地帯が出てくるのであります。そういったと、学校であるとか保育所であるとか、あるいはごみ焼却であるとか下水道であるとか、いろいろな公共施設、利便施設、こういうものが出てこなければならぬ。これは当然である。最近千葉県等で、もう団地ごめんだなどということが出てまいります。そういう人口急増の状況が起こってまいりますと、自治体がどうも追いついていくことができない。従来五省協定というのがあったわけですが、この五省協定なんというものでは追いつ

つかぬという状況が起こつてくるわけです。したがって、すでに自治省などでは、従来の五省協定なんて、ああいうまだ不十分なものではない、より前進をした、こういう一つの方向で、従来の協定なんというものでなくて法制化をしていう、こういう動きもすでに始まつておるのであります。したがって、私もこれは自治省に待つというのではなくて、特にこの法案を提案をする建設省側から、やはりこの法制化に対して大いに責任のある、いわばイニシアチブというか、そういう立場で努力をしてもらわなければならぬ、こういうふうに思つておるわけでありまして。したがって私もその問題と同時に、わがほうの土地住宅問題等小委員会の中の大きな議題の一つとしていま取り組まれておるわけでありまして、この問題について特に私は、タイムリミットとしては明年度の予算編成時期以前にそういう方向を明らかにして、法制化を実現できるように努力をしてもらわなければならぬ、こう思ふのであります。が、大臣の御意見を承りたい。

○西村国務大臣 いままでは五省協定で何とか方法を講じて事業をやつてきましたし、またやれるような時代でもあつたわけでございます。しかしほんとうにこれからはなかなかむずかしいと思ひます。したがって、われわれがこういうような提案をする以上は、そのうちにはなるものがございますから、これはもちろん地方公共団体を主管しておる自治省との関係はあつたにいたしましても、建設省がイニシアチブをとつてやらなければならぬ。実は今回もそういうことが時間的に間に合はばよかつたのですけれども、これはどうしてもこの法案を實際に実を結ばせるためには、いま言ったようなことを法制化しないとかなかなかこれが実行できないというような段階にもなつておりますから、少なくともひとつ早い機会にこの法案につきましても建設省がイニシアチブをとつて、もちろん自治省と話し合うことはけつこうですが、十分これはわれわれのほうで注意してやらなければならぬ、かように考へておる次第でございます。

います。

○阿部(昭)委員 それでは次の問題、この種の大規模な開発を進めるということになりますと、その周辺の地価の高騰というものが至るところで起こつておるのであります。たとえばこの法案と直接ではありませんが、高速道路を切る、そうするとインターチェンジがどこにつくか、インターチェンジがどこにつくかがきまるとその周辺の地価が一挙に上がつていく、こういう現象が起こるようになります。いま、ある場所に五万人以上の新しい市街地がこの法律によつてつくられるということになりますと、その中の区域というのはこれはいわば土地収用法による公権発動でやつていくわけでありまして、その周辺の外まわりのほうもこれに引きずられて地価高騰という現象が起こることも十分予想されるわけでありまして、この地価抑制に対して大きな努力をしていかないと、われわれがいま目ざしておる、土地住宅問題等小委員会が地価対策、土地問題をやらうという方向と、この法律による事業というものが、目標を同じようにおらつておるといふながら、必ずしもそれはならぬという現象が起こる。そういう意味での施策を積極的にとつてもらわなければならぬと思ふのであります。

時間の関係でもつと続けますが、いまのこの事業の中に誘導区域、この誘導区域の中には工場敷地になる部分等も出てくることになるのであります。このいまの法律のたてまえからいいますと、そういういたしますと、その周辺の住民は、工場が来ることはまかりならぬ、公害などが起こる、いろいろなことになる可能性があるというところ。その場合にこれは計画策定の段階における問題だと思ふのですが誘導区域のこの考え方の中には職住近接といった考え方が一つあるのだと思ふのですけれども、しかしいま東京あるいは大阪なども似たような、同じような条件にあるのではないかと思ふのですが、五十年たちますともう一切の樹木はなくなつてしまふ、こういうわけておる段階でありますので、公害対策の問題について

はあらゆる歯どめをかけていかなければならぬ。したがって、このいまの事業の中に工場を入れる、住民は反対だ、こういう場合に、一体どこで住民の立場というものを保障する歯どめ、これをやるのかということもこの機会に、これは計画局長のほうからお聞かせを願ひたい。

それからもう一つの問題は、第一の問題とも若干の関連がありまして、従来農住都市という小規模な手法をとつてきておるようでありまして、この場合でも、農住都市の周辺の道路の整備や、あるいは下水道の整備やあるいはその他、いろいろな利便施設の整備等が非常におくられておるのであります。したがって、この農住都市建設というものをほんとうにしっかりとしたものにしていくためには、いままでの農住都市の建設といういろいろな法制の現状というものをいまの現実に適合して改善をしていかなければならぬ、この私は思ふわけでありまして、その努力をしてもらわなければならぬと思ふのであります。建設省の考え方を聞かせを願ひたい。

以上三點、まずお伺ひします。最後にもう一つ残つております。

○高橋(弘)政府委員 最初の点の、周辺地域におきましてこの地価抑制の問題でございます。簡単にいま申し上げても、この対象となる施行区域は、新都市として一体として自然的なまた社会的な条件を備えておる、そういうような地域を選びますから、ほかの周辺の地域とは条件が異なつておるのでございます。したがって、直ちにこの施行区域は従前のごとくに開発利益というものが周辺に及ぶということとは、これは考えられないわけでございます。しかしながら地形のとり方によりましてはやはりそういうような場合がありまして、その場合におきましては地域の周辺に緑地というようなものを配置いたしまして、そういう周辺の土地に開発利益が直ちに及んで地価が急激に上昇するということのないように配慮いたしたいというふうに考へておる次第でございます。

次に、工業団地の問題でございます。先生の御質問のとおり、工業団地というものをこの地域の中心に、首都圏及び近畿圏におきましてはそういう建設の方針からいたしまして配置をいたします。これが公害を起こさないようにするということももちろん当然でございます。この第四案の中にも、この工業団地の配置にあたりましては、それは適正な規模であり適正な配置ということに十分考へながらマスタープランをきめるといふことになつておる次第でございます。これは無公害の工場を配置するということになりまして、また同時にその工場と住宅地というものを隔離する意味におきましての緑地というものも十分とりたいというふうに考へておる次第でございます。そういうことにつきまして地域住民がそういう要望をしたりするときに、それがどういうふうにして保障されるかという問題でございます。御承知のように、この三条でいろいろな配置だとか規模だとかのマスタープランをきめますけれども、その都市計画決定でこれはやります、その際におきましては公聴会を開くとか、また公聴に縦覧をいたします。また一般の住民からもそれに対しては意見書が提出できることになっております。また御承知の都市計画地方協議会にもこれをはかつてきめることになりまして、関係の市町村長も意見を提出することもできますし、そういうような慎重な手続がございます。そういうような法の手続を踏むことはもちろんのこと、十分そういう地域住民のことを考へながら、配慮いたしながら、話し合ひをしなからマスタープランをきめていくということをおもひも指導いたしたいというふうに考へておる次第でございます。

次に、農住都市についてでございます。いわゆる農住構想というものがいろいろ唱えられておる。建設省及び農林省におきましても、すでにいろいろな立場から、たとえば緑農住区開発に関する調査だとかその他をずっと続けてきております。農住ということばがどういう意味かということもなかなかむずかしい問題がいろいろござい

ますが、そういう農住構想を進めることにつきま
しては、やはり一般の考え方として当然のこと
でございます。ただし、これを進める上におきま
してやはりいろいろな問題点があるかと存じま
す。いわゆる線引きの問題もございまして、開
発地帯をどうするかという問題もございませ
う。また道路とか上下水道とか交通関係、そ
の他農業用の施設の整備とか、そういうよう
な基盤の整備というものをどういう事業でだ
れがやるかということ、それを一体としてや
る必要があるかどうか存じます。それをどう
いうかっこうでやるかという問題もございま
す。また同時に、農用地とか緑地以前のそ
ういふことの手法をどうするかという問題
もございまして、そういうような根本問題が
いろいろあるかと存じます。そういうことを
私ども関係方面とも十分詰りながら、先生
のおっしゃったような、これを制度化してい
くという方向に努力をいたしたいという
ふうに考えておる次第でございます。

○阿部(昭)委員 この法律によって行なう事業は、多摩ニュータウンのようなものよりは規模がずっと小さいものになるのじゃないかと思
うのです。しかし非常に似通った性格を持
つ。そうなりますと、大規模開発事業を行
なうにあつて、交通の関係、足の関係とい
うものをたいへん重視しなければいけな
い。いま現実には方々で交通の体系をこの
開発の場合に入れていくという場合に、い
ろいろな意味で問題が至るところに起こ
つていくわけでありませうけれども、いま
の新都市基盤整備事業で行ないます場合
は、さういふところに入れていくわけであ
りますから、その意味では比較的に入れ
やすい条件というものを持っておると思
うのであります。しかし中には従来の新
住でやつた、あるいはニュータウンのよ
うなものがあつた、こんがらかった、そ
ういふものもある程度この計画の中に組
み込ませていきたいという希望のところ
も私はやはり出てくるのじゃないかと思
うのであります。若干こんがらかつてお
るような部分のものも新都市基盤整備事
業と隣接をさせて、従来の問題等も解決
をしたい

なんというところも地方によつては出てくる可能
性はあるのじゃないかという場合に、運輸関係、
交通関係の問題をほんとうに適確にやっていかな
ければ、私はなかなかこの事業が目標にしてお
るようなすっきりした開発というものは進まぬ、こ
う思うのであります。したがつて、鉄道とかバス
とか地下鉄、そういうような関係の問題につ
いて、最も適確な準備と努力、それが計画の中
にすつきりしたもので入っていくということが前提
にならなければいけない、こういうふうに思うわ
けであります。これは御答弁は要りません。ぜ
ひ御努力願ひたい。

最後に大臣、いま冒頭に申し上げましたよう
に、私もこの法律は端的にいって一つのや
り方ではある。しかしこのやり方ではいまの日本の
都市問題やあるいは土地、住宅等の問題が解決つ
くなどというところにはなかなかつながらないと思
う。一つの手法ではある。したがつて、冒頭に申
し上げましたように、土地問題、住宅問題、都市
問題の根本に基本的な対策を講じなければ、根本
的な政策を打ち出していかねば、こういう手
法をいろいろ積み重ねてみましても、それは従
来行なわれておるいろいろな事業のように、全部
しりが割れておる、うまくいっておらぬものが非
常に多いのであります。そういう意味でぜひひと
つ根本的な問題に可及的すみやかに建設省は方向
を出す。われわれ議会もその努力をする。この前
提の上に立つて私も今回の法律というものを考
えたといふことを重々ひとつ御認識をいただい
て、今後の取り組みをしてほしい。特にいまの農
住都市の問題なんかにありますと、計画局長、
もつと根本的な手だてが必要になつてきておる。
そういう意味では、先ほども御答弁ございました
が、不備な点を整備して法制化につとめるという
ことでありますから、その点もするといふとい
ふことであつて、次期国会あたりを目途にしてそ
ういふ努力をしていかなければならぬ、こういう
ふうに私は思うわけでありまして、いま申し上げ
ました諸点をひとつ十分御理解をいただいて、大
臣は

じめ建設省の最善の努力、各省に対するいろいろ
な関連のある問題の解決、こういう努力もひとつ
あらゆる面で大いにやっていただきたいといふこ
とを申し上げて、私の質問を終わりにします。

○龜山委員長 これにて本案に対する質疑は終了
いたしました。

○龜山委員長 これより本案を討論に付するので
あります。討論の申し出もありませんので、直
ちに採決いたします。

内閣提出、新都市基盤整備法案に賛成の諸君の
起立を求めます。

○龜山委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○龜山委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○龜山委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○龜山委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○龜山委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○龜山委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○龜山委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○龜山委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○龜山委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○龜山委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

あります。
以上で趣旨の説明を終わります。委員各位の御
賛同をお願いいたします。

○龜山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
本助議に対し、別に発言の申し出もありません
ので、これより採決いたします。

○龜山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
本助議に対し、別に発言の申し出もありません
ので、これより採決いたします。

○龜山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
本助議に対し、別に発言の申し出もありません
ので、これより採決いたします。

○龜山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
本助議に対し、別に発言の申し出もありません
ので、これより採決いたします。

○龜山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
本助議に対し、別に発言の申し出もありません
ので、これより採決いたします。

○龜山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
本助議に対し、別に発言の申し出もありません
ので、これより採決いたします。

○龜山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
本助議に対し、別に発言の申し出もありません
ので、これより採決いたします。

○龜山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
本助議に対し、別に発言の申し出もありません
ので、これより採決いたします。

本助議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○亀山委員長 起立総員。よって、天野光晴君外三名提出のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、西村建設大臣より発言を求められておりますので、これを許します。西村建設大臣。

○西村国務大臣 本法案の御審議をお願いして以来、本委員会におかれましては熱心な御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見については、今後とも趣旨を生かすようにとめるとともに、全員一致をもって議決されました附帯決議につきましても、いま私も通読いたしましたでしたが、その趣旨は十分尊重いたし、今後の運用に万全を期して、各位の御期待に沿うようにする所存であります。

ここに、本法案の審議を終わるに際し、委員長はじめ委員各位の御指導、御協力に対し、深く感謝の意を表し、あいさついたします。ありがとうございます。（拍手）

○亀山委員長 なお、おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○亀山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○亀山委員長 次回は、来たる七日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三分散会